

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 視察等受入れに関する規程

令和6年4月1日制定

令和7年1月30日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）が協議会の事業について、視察、講演、取材、寄稿等（以下「視察等」という。）を受け入れる場合の手続並びに料金の額及び徴収方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(視察等の申込)

第2条 視察等を希望する者（以下「視察等希望者」という。）は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、視察等を希望する日（以下「視察等希望日」という。）の2か月前までに協議会に申し込むものとする。

- (1) 様式第1号に所定の事項を記載し、協議会に申し込む方法
- (2) 公式ウェブサイトの申込フォームに所定の事項を入力し、協議会に申し込む方法

(視察等の対価等)

第3条 協議会は、視察等の受入れに係る対価（以下「視察等費」という。）として、1団体につき次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を徴収するものとする。

- (1) 視察 1日につき 100,000 円
 - (2) 講演その他これに類するもの 1件につき 100,000 円
 - (3) 取材又は寄稿 1件につき 50,000 円
 - (4) その他軽微なもので代表理事が必要と認めるもの 1件につき 30,000 円
- 2 前項の規定にかかわらず、当該視察等の受入れが直接又は間接に協議会の事業活動の促進又は会員の利益の増進に資すると代表理事が認めるときは、視察等費を徴収しないことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該視察等の受入れについて、協議会又は会員が負担する実費があるときは、代表理事は、視察等希望者に対し、当該実費を負担させることができる。

(視察等の受入れに係る決定)

第4条 協議会は、第2条の規定による申込みを受けたときは、視察等希望者と視察等の内容について調整を行い、視察等の受入れの可否並びに視察等費及び前条第3項の規定により協議会に支払うべき費用（以下「視察等費等」という。）の額を決定し、様式第2号により、当該視察等希望者に通知するものとする。

(徴収方法等)

第5条 視察等費等は、視察等希望日の1か月前までに、協議会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、支払うものとする。この場合において、支払いに必要となる振込手数料その他の費用は、視察等希望者の負担とする。

2 前項の規定により支払われた視察等費等は、いかなる理由があっても返還しない。

(改正及び廃止)

第6条 この規程は、理事会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の決議の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

一般社団法人つくばスマートシティ協議会視察等申込書

年 月 日

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 殿

申込者

住所

代表者氏名

連絡先

希望する視察 等の内容	視察 ・ 講演 ・ 取材 ・ 寄稿
希望者	(名称)
	(人数)
希望日時	(第 1 希望)
	(第 2 希望)
	(第 3 希望)
希望内容	
事前質問	

様式第 2 号（第 4 条関係）

視察等受入決定通知書

年 月 日

住所
代表者氏名
連絡先

一般社団法人つくばスマートシティ協議会
代表理事

視察等受け入れ の可否	可 ・ 不可		
日時			
会場			
視察等費等	(視察等費)	円	
	(その他実費)	円	
	実費の内訳	円	
		円	
不可の理由			

備考 視察等が中止になった場合でも、支払われた視察等費等は返還できませんので、ご了承ください。